

# 国家戦略特別区域法第8条第3項及び第4項に基づく公表及び申出について

令和5年9月29日  
大阪府・大阪市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第8条第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり、大阪府・大阪市スーパーシティ型国家戦略特別区域に係る区域計画（同条第1項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

## 記

### I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

#### 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

・大阪府

### II. 申出（以下単に「申出」という。）の手続

#### 1. 申出をすることができる者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・大阪府・大阪市スーパーシティ型国家戦略特別区域内で行う特定事業を実施しようとする者であること。
- ・特定事業について法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

#### 2. 申出方法

##### (1) 提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則（平成26年内閣府令第20号）第6条の規定に基づき、次に掲げる書類を各1部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 定款（法人である場合に限る。）及び登記事項証明書又はこれらに準ずるものその他、必要に応じて参考資料を添付いただいても結構です。

##### (2) 提出期限

令和5年10月5日（木）17時までに必着とします。

##### (3) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内

大阪府・大阪市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

（メールアドレス）[i.kokkatoc@cao.go.jp](mailto:i.kokkatoc@cao.go.jp)

#### (4) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

##### (i) 電子メールの場合

別記様式の＜電子データ＞を添付して提出。

※別記様式の電子データのファイルを添付して【[i.kokkatoc@ao.go.jp](mailto:i.kokkatoc@ao.go.jp)】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、内閣府地方創生推進事務局（電話 03-5510-2465）に確認のご連絡をいただけますと幸いです。

##### 【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル（件名）は、「大阪府・大阪市申出 事業主体名」としてください。（例：大阪府・大阪市申出 ○○会社）

ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「大阪府・大阪市 事業主体名」としてください。（例：大阪府・大阪市 ○○会社）

##### (ii) 郵送等による配達又は持参の場合

別記様式を（3）提出先へ配達又はご持参ください。

※郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「大阪府・大阪市申出書類在中」と朱書きしてください。

##### 【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷としてください。

（両面印刷は避けてください。）

#### (5) その他留意事項

- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。
- ・提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けませんので、ご注意ください。
- ・内容の詳細等を確認することができますので、別記様式には連絡先等を必ず記載してください。

### 3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと大阪府・大阪市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該申出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか審査します。そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありますので、あらかじめご了承願います。

### 4. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局内 区域会議特定事業申出担当

(電話) 03-5510-2465 (メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

特定事業	要件
国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業 〔法第2条、法第28条の2、国家戦略特区基本方針第三1③関係〕	別添1

## 《凡例》

法：国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでよいこととします。

(別添 1)

国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業  
〔法第 2 条、法第 28 条の 2、国家戦略特区基本方針第三 1③関係〕

【要件】

- ①先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備するとともに、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供すること。
- ②国家戦略特別区域法施行令第 1 条及び国家戦略特別区域法施行規則第 1 条の 2 で定める事項に適合すること。
- ③法第 28 の 2 第 1 項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合すること。
- ④個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法令等の遵守を含め、住民等の個人情報の適切な取扱いが図られること。